

## 第8回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表について調査審議
  
- 審査会における主な意見等
  - ・ 該当性判断は、これまでの概要等公表事案の蓄積を踏まえ、個別具体の言動の背景、前後の文脈、主旨等の諸事情を詳細に考慮する必要がある、事案の行動形態等も含め総合的に行われるべき。
  
  - ・ 1つの発言の中に政治的意図と差別的意図という2つの文脈がある場合や国を対象にしている場合については、形式的ではなく発言の実質的内容をみるべき。
  
  - ・ 公表する事案の主催者等が過去の公表と同一人物と推測される場合には、概要等公表を行う際にそのことが分かるよう考慮すべき。
  
- 事務連絡ほか